

忠岡町スポーツ振興奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、スポーツ振興奨励事業の一環として、国内外のスポーツ大会に出場する町民に対して、スポーツ振興奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することにより、町民のスポーツ活動の奨励を図り、もって本町の社会体育の振興に資することを目的とする。

(対象となる大会)

第2条 奨励金の対象となる大会は、原則として、予選、記録会若しくは選考会を経た大会、公式大会等における標準記録を超えて出場資格を得た大会又は府等の推薦で出場資格を得た大会で、次の各号のいずれかに該当する大会とする。

- (1) 数か国以上の参加をもって開催され、国、地方公共団体（都道府県）、財団法人日本スポーツ協会、同協会加盟団体若しくはこれらに準ずる団体が主催、共催又は後援する国際大会
- (2) 国民体育大会、全日本又は全国の呼称の大会
- (3) 近畿大会及びこれらに準ずる各種大会
- (4) 町長が特に認めた大会

(交付の対象)

第3条 奨励金の交付対象は、前項に規定する大会に出場する選手として登録された者で、大会の開催当日に本町に住所を有する者（教育基本法（平成18年法律第120号）で定める学校に在学するものに限る。）に交付する。ただし、当該大会の出場に当たり、本町における同趣旨の制度により金銭等の交付を受ける場合は、交付の対象外とする。

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、次のとおりとする。

大会の規模	国際大会	全国大会 国民体育大会	近畿大会
交付額	30,000円	10,000円	5,000円

2 奨励金の交付は、同一年度内において、1個人の1競技につき、1回に限り行うものとする。

3 前項の同一年度とは、その年の4月1日から翌年の3月31日までとし、大会が2年度にわたる場合は、その大会が終了する最終日の属する年度とする。

(交付の申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、奨励金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付し、町長に申請しなければならない。

- (1) 大会要項
- (2) 冊子（出場者名簿・組合せ表）
- (3) 予選の成績
- (4) 推薦書
- (5) 大会結果表
- (6) その他参考資料等

(交付の決定)

第6条 町長は、奨励金の交付の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適正と認められる場合は、奨励金交付決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）により当該申請者に通知するものとする。

2 前項の審査において不適正と認められる場合は、奨励金交付不決定通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

(交付の請求等)

第7条 前条の奨励金交付決定通知を受けた者は、奨励金交付請求書（様式第3号）により町長に奨励金の交付を請求することができる。

2 町長は、前条の規定により奨励金の交付の請求を受けたときは、速やかに交付する。

(交付決定の取消し)

第8条 町長は、第6条の規定により交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金交付決定取消通知書（様式第5号）により当該決定を取り消すことができる。

(1) 大会への参加に関して不正その他不適切な行為をしたとき

(2) 前条に掲げる手続を行わなかったとき

(3) 虚偽の申請が発覚したとき

(4) 前各号に掲げるもののほか、奨励金を交付することが適当でないことを認めたとき

(奨励金の返還)

第9条 町長は、前条の規定により交付の決定を取り消した場合において、既に奨励金を交付しているときは、期限を定めて返還を求めるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。